

種の保存に関する今後の方向性案

令和8年8月
環境省自然環境局野生生物課

種の保存法在り方検討会報告書 概要



現状・課題等

- 平成29年の種の保存法改正により、特定第二種国内希少野生動植物種制度、認定希少種保全動植物園等制度、国際希少野生動植物種の登録制度強化、特定国際種事業者の登録制度等を導入。
- その後、GBFや生物多様性国家戦略2023-2030においてネイチャーポジティブの実現が掲げられる一方、我が国では少子高齢化・過疎化等により二次的自然の維持管理が困難となるなど、実現に向けた課題がある。TNFD・ネイチャーポジティブへの関心の高まりを背景に、**民間企業等を含む多様な主体との連携が重要**となっている。
- 生物多様性保全と気候変動対策の総合的な対策も求められる。**メガソーラー対策パッケージ**（R7関係閣僚会議決定）でも言及されたように、**再生可能エネルギー等の開発に伴う生息・生育地の改変やバードストライクなど、希少種保全に支障が生じる事例**が見られ、事業者への助言・指導等の実効性確保についても検討が必要。
- こうした状況を踏まえ、施行状況評価（令和5～6年）及び在り方検討会（令和7～8年）を通じ、希少種情報の収集・活用、場の保全、開発行為への対応、民間・自治体との連携、譲渡し等規制の適正化等を主要論点として整理。

今後の方向性

1 生息・生育の場の保全

「種」だけでなく、その種が生息・生育する「場」に注目し、希少種情報の収集・整理、重要な生息・生育地の把握、生息地等保護区の指定等を推進。

2 開発行為等による影響の回避・低減

開発事業に対する希少種情報の事前提供、不適切な事業者への助言・指導、事業者に対する措置の実効性確保の方策を検討。

3 民間等と連携した保全活動の推進

人口減少や担い手不足等を踏まえ、民間企業・保全団体・動植物園等が希少種保全に参画しやすい仕組みを検討。

4 国と自治体との連携強化

国が優先すべき取組の考え方及び自治体に期待する役割を整理し、法と条例の連携強化による効果的な保全を推進。

5 譲渡し等規制の適正化

ペット流通種に係る譲渡し等規制の課題への運用上の対応と、象牙取引規制の実効性向上と保全効果検証を検討。

種の保存法在り方検討会における検討事項 1



検討会において示された方向性

- 希少種情報の収集・整備は保全施策の基盤であり、幅広くデータを収集したうえで、各種施策で活用できるように整備していくことが重要である。
- 希少種の生息・生育地の保全に向けて、重要な生息・生育地を把握し、保護地域の指定により保全を図っていくことが望ましい地域を抽出の上、生息地等保護区の指定やその他保護地域との連携を図り、希少種の生息・生育にとって重要な場の保全を図っていく必要がある。



検討会において示された論点

(1) 希少種情報の収集・整備、希少種の重要な生息・生育地の把握

- 希少種について、現況調査や有識者・関係機関へのヒアリング等も行うことで、情報の収集・整備を図ることが重要。また、希少種情報の収集方法や収集した希少種情報の管理や公開、活用等に関するルールづくりが必要。
- 今後、さらに国として保全を図るべき重要な生息地・生育地を抽出する「希少種の生息・生育地保全に向けた総点検（仮称）」を実施すべき。

(2) 生息地等保護区の指定推進及び更なる検討

- 効果的にかつ指定しやすいように、種や生息・生育地の特性を踏まえ当該種への影響の大きな行為に限って規制する行為を柔軟に設定可能とすることも含めて生息地等保護区の在り方を検討すべき。
- 地域的な優先度に応じて効果的な保全を図っていくために、生息地等保護区の指定及び管理における都道府県の関与のあり方について、都道府県による既存の取組やニーズを踏まえて検討することが望ましい。
- 生息地等保護区の指定事務を円滑化、効率化すべき。

種の保存法在り方検討会における検討事項 2

検討会において示された方向性

- ・ 事業者が希少種の生息・生育情報をあらかじめ把握し、非意図的な生息・生育地の改変を回避できるよう促すための取組を進めるべきである。
- ・ 事業者に対する助言・指導等がより適切かつ効果的に実施されるようにするための方策について検討を進める必要がある。



検討会において示された論点

(1) 希少種情報の公開・提供検討

- ・ 収集・整備した情報について、その公開・活用等ルールを前提に、当該種の保全に配慮した形で公開・提供できる内容や制度、提供先等の要件を整理の上、事業者による希少種への配慮を促すよう、公開又は情報提供する方法を検討すべき。

(2) 事業者に対する助言・指導の効果的な運用

- ・ 法第35条の助言・指導を実施する際の考え方や要件等を整理し、適切かつ効果的な運用を図るべき。

(3) 事業者に対する措置の実効性担保

- ・ 保護増殖事業の効果を減じないように、国が積極的に保護増殖事業を実施している種の保存に著しい影響を生じさせ、又はそのおそれがあると認められるときには、当該影響を回避・低減するための実効性ある措置を求めること等について、必要な対応を検討すべき。

種の保存法在り方検討会における検討事項 3



検討会において示された方向性

多様な主体の参画のもと、希少種の保全活動の裾野を広げるとともに、その継続性と実効性を確保していくための方策について検討を進め、整理することが望まれる。



検討会において示された論点

(1) 民間団体による場の維持・管理活動に対する支援及び連携

- ・ 生息・生育環境の維持・管理活動が重要な場については、生息地等保護区による規制的手法ではなく、民間計画の認定等により、手続きや経費の面から支援等することにより各種維持・管理活動を促進していくための仕組みについて検討することが考えられる。

(2) 認定希少種保全動植物園等制度の更なる活用

- ・ 認定希少種保全動植物園等の公的機能等のさらなる明確化、社会的認知の向上につながる仕組みの検討が求められる。また認定希少種保全動植物園等に限らず動植物園等が域外保全に取り組んでいる例もあるため、こうした取組も評価を進めることが望ましい。
- ・ 認定希少種保全動植物園等の更新制度を廃止すること等の整理により、内容的に重複する手続きの合理化を進めるべきである。
- ・ 同一種を複数園館が連携して保全管理するケースがあることから、園館間の譲渡し規制等の適用除外が円滑に行われるよう、現行手続きの合理化に資する方策を検討することが求められる。

種の保存法在り方検討会における検討事項 4



検討会において示された方向性

- 国が優先的に行うべき希少種保全に関する取組の考え方について具体的に整理を進めるとともに、国と自治体との連携強化に向けて必要な対応について検討する必要がある。



検討会において示された論点

(1) 国が優先的に実施すべき取組の考え方

- 希少種保全について、国と自治体との役割分担や効果的な連携の在り方が不明確であるため、国として優先的に取り組むべき範囲や内容等の考え方をより具体的に整理する必要がある。

(2) 国と自治体の取組の連携強化のあり方

- 国と自治体の取組を連携強化するために、全国的には危機的な状況ではなくとも、地域的には保全順位が高い国内希少野生動植物種についても自治体の判断により必要に応じて保護区の設定や生息・生育環境の整備等にも取り組みやすくなるような仕組みの検討を進めることが望ましい。
- 上記観点から自治体による国内希少野生動植物種の保全の取組を種の保存法上で位置付ける必要性、また種の保存法と自治体の希少種保護に関する条例との関係について検討することが望ましい。検討に際しては、国と自治体の連絡・調整の場を設けることが重要である。

種の保存法在り方検討会における検討事項 5



検討会において示された方向性

- 国際希少野生動植物種の違法流通の防止と適正管理を確保しつつ、飼養継続困難事案に係る支障に対応するため、**譲渡し等規制の適正化**について検討を進める必要がある。
- 飼養継続困難事案への対応や個体識別措置の検討に当たっては、**対応すべき種や事案の実態を把握**することが不可欠である。
- 象牙については、国内における違法流通を防止し、**国内市場を適正に管理**する観点から、全形を保持した象牙の個体等登録制度、特別国際種事業者登録制度、表示義務、管理票制度等について、**制度遵守・執行上の実効性と、ゾウの密猟や違法な輸出入の防止を通じた保全上の効果の双方を検証**することが求められる。

検討会において示された論点

(1) やむを得ない事情によるペット流通種の譲渡し等への対応

- 飼養者の死亡、疾病、入院、破産等により飼養継続が困難となった国際希少野生動植物種について、適正な管理の継続及び適切な譲渡し等を確保するため、譲渡し等許可制度の運用上の対応を検討する必要がある。

(2) 生体の登録における個体識別措置

- 登録票と個体との対応関係を確保するという本来の目的を維持しつつ、種又は個体の特性に応じて、個体識別の必要性も含めた取扱いを検討することが求められる。

(3) 象牙の取引規制に係る実効性と保全効果の検証・向上

- 各制度を厳格に運用しつつ、象牙の潜在在庫、流通実態、需要側の状況及び違反事案の実態等について把握・分析を進め、国内流通管理及びゾウの保全への寄与の両面から現行制度の実効性を検証する必要がある。